

電子処方箋 テクニカルサポート利用規約

株式会社オプテック（以下、「当社」といいます）は、本利用規約に基づき、本ソフトウェアのテクニカルサポートを提供します。

第1条（利用規約の適用）

本利用規約と個別の利用規約の規定が異なるときは、個別の利用規約の規定が本利用規約に優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- ・ **本ソフトウェア**：社会保険診療報酬支払基金と契約者様間で交わされる「電子処方箋管理サービス利用規約」に定められている電子処方箋管理サービスを利用した当社の電子処方箋対応ソフトウェア
- ・ **本サービス**：本ソフトウェアに対して行われるテクニカルサポート
- ・ **契約者様**：本利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- ・ **利用契約**：本利用規約に基づき当社と契約者様とに締結される本サービスの提供に関する契約

第3条（目的）

本利用規約は、契約者様が当社に本サービスを委託し、契約者様の本ソフトウェア利用時のトラブル発生時に、その問題の解決のための調査及び、調査結果に伴う修理等に伴う保守の為に連絡手続きまでを契約者様に代わって当社が行うことで、契約者様の円滑な業務推進を支援することを目的とします。

第4条（通知）

1. 当社から契約者様への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載する等、当社が適当と判断する方法により行ないます。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者様への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行なう場合には、契約者様に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第5条（利用規約の変更）

1. 当社は、本利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者様の利用条件その他利用規約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行なう場合は、30 日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者様に通知するものとします。

第6条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、署名・捺印された「電子処方箋 保守サービス利用確認書」を当社に提出したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行なうものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約の変更は、契約者様が当社所定の利用変更確認書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者様が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。
 - (ア) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (イ) 利用確認書又は利用変更確認書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (ウ) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (エ) その他当社が不適当と判断したとき

第7条（本サービスの範囲）

本サービスの範囲は次の各号に定める作業とします。各作業方法は、当社が適正に判断を行ない実施するものとします。

- (ア) 本ソフトウェアに関わるトラブル発生時における契約者様からの、電話、メール等による遠隔での問い合わせの受付と問題の切り分け（一次対応）
- (イ) 問題を切り分けた結果、当社の責任範囲であれば遠隔対応
- (ウ) 必要に応じて、電子処方箋に関わるトラブル解決のための、料金表記載の有料のオンラインサポートを提供

第8条（除外作業）

次の各号に定める作業については、本サービスに含まれないものとします。ただし、当社はその必要が認められる場合には、契約者様と別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行ないます。

- (ア) 本ソフトウェアに関連しないソフトウェアの問合せ
- (イ) 本ソフトウェアの改善、改良
- (ウ) 本ソフトウェアに対する要望の受付
- (エ) 本ソフトウェアの障害に伴って発生した、契約者様の本ソフトウェア利用不可期間の経済的な補償
- (オ) 本ソフトウェアに関連したトラブルの解決もしくは決められた時間での解決を保証すること
- (カ) 契約者様の故意を原因とする障害

第9条（再委託）

当社は、自己の費用と責任で本サービスの提供にかかる作業の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第10条（提供時間）

本サービスの提供時間は、月曜日～金曜日及び第一土曜日の 9:30～17:30 とします。ただし、祝日及び当社の定める休日を除きます。

第11条（期間）

利用契約の有効期間は、契約者様への電子処方箋の設置・設定完了日を本サービス開始日とし、以降も同様とします。

第12条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は別紙「電子処方箋 保守サービス利用確認書」の料金表に定める通りとします。
2. 契約者様は、当社の請求に基づき、当該確認書に記載のサービス料金を当社指定の支払い方法により月払いするものとします。（キャンペーンや特典等による無償期間がある場合、その期間を除く）

第13条（一時的な中断及び提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者様への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (ア) 本ソフトウェアの基盤となるオンライン資格確認等システムが停止されている場合
 - (イ) 本サービス用設備等の故障によりメーカ保守が行われた場合
 - (ウ) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (エ) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行なうため、契約者様に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者様等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第14条（負担費用）

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、契約者様の負担とします。

- (ア) 電力料
- (イ) 通信費（ただし、当社から契約者様への通信に要する費用を除く）
- (ウ) その他の消耗品

第15条（設置場所への立入等）

1. 契約者様は、本サービスの提供を行なうために当社が本ソフトウェアの設置場所に立入ることを認めるとともに、当社が本サービスに係わる作業を行なうために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
2. 契約者様は、当社による本サービスののために必要な範囲で本ソフトウェアの稼働を停止するものとします。
3. 契約者様は、本ソフトウェアの不具合もしくは不適切な使用によるソフトウェアプログラム及びデータの破損、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じておくものとします。

第16条（責任の制限）

当社は、当社が提供した本サービスの内容に瑕疵があった場合は、その瑕疵の治癒のために必要な作業を実施するものとします。

第17条（設置場所の変更連絡）

契約者様は、本ソフトウェアの設置場所を変更する場合は、事前に当社へ連絡するものとします。

第18条（秘密保持）

1. 契約者様及び当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上及び技術上その他の一切の情報の情報であって、秘密であると明確に書面で指定されたもの（以下、「秘密情報」といいます）については、利用契約の契約期間中のみならずその終了後も第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
2. 上項にかかわらず、次の各号の一つに該当する情報については、秘密情報として扱わないものとする。
 - (ア) 一般に入手できる情報
 - (イ) 知得時に既に保有していた情報
 - (ウ) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (エ) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

第19条（利用契約の解除）

1. 契約者様は本ソフトウェアの利用を終了した場合、速やかに当社に報告するものとし、報告月を以て利用契約を解除するものとします。
2. 当社は、契約者様が次の各号の一つに該当する場合には、何らの催促を要せず直ちに利用契約を解除できるものとします。
 - (ア) 利用契約に違反したとき
 - (イ) 手形又は小切手の不渡り、仮差押、差押、業務停止、保全処分、強制執行、破産申立等の信用低下が認められたとき
 - (ウ) 本サービスの利用料金等の未払い期間が 3 ヶ月を超えたとき。なお、本サービス利用料金等が当社の指定する期日までに支払われなかった場合、契約者様は当社に対して年 14.6%の割合の遅延損害金を支払うものとします。
3. 利用契約の解除あるいは終了に伴って本ソフトウェア及び本サービスの全部又は一部が利用不可能となることによって、契約者様ならびに第三者が被った損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、解除理由の如何に関わらず、契約者様が既に支払った料金等は一切払い戻しをしないものとします。
5. 利用契約が解除あるいは終了となった場合においても、本利用規約第 18 条については継続されるものとします。

第20条（合意管轄）

契約者様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

第21条（協議）

本利用規約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上解決することとします。